

別紙 整備費補助及び運営費に対する委託料・補助金

F 1. 整備費に対する補助金

下記に記載の補助制度は平成 30 年度予算に基づくものであり、平成 31 年度の認可保育園整備を対象とした補助金については、平成 31 年度予算の範囲内において同年度の補助金の交付要綱等に基づき交付することになります。（下記に記載の補助制度から変更する場合があります）

《創設》

- (1) 新設整備に対する補助（保育所等整備交付金・法定分）
 - ①補助対象：認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用
 - ②補助対象限度額：定員により異なる（詳細につきましてはお問合せください。）
 - ③補助率：3/4
- (2) 新設整備に対する補助（県単独補助金）
 - ①補助対象：認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用
 - ②補助対象限度額：総事業費と 280 万円×定員数とを比較して少ないほうの額から保育所等整備交付金算定基礎額（（1）法定分）を差し引いた額
 - ③補助率：1/2
- (3) 新設整備に対する補助（市単独補助金）
 - ①補助対象：認可保育園の新設整備のための本体工事、設計料等にかかる費用
 - ②補助対象限度額：総事業費と 280 万円×定員数とを比較して少ないほうの額から保育所等整備交付金算定基礎額（（1）法定分）を差し引いた額
 - ③補助率：1/4

F 2. 運営費に対する委託料・補助金

運営費については、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項に基づく委託費を支出します。また、以下のとおり市川市単独での委託費の加算又は補助の実施を予定しております。ただし、国が定める公定価格の改定等が実施された場合、委託費の加算又は補助内容に変更が生じることがあります。詳細な単価等につきましては、こども施設計画課までお問合せください。

《委託費の加算》

- (1) 保育士配置基準向上加算
 - ①概要：国基準を超えて保育士を雇用することにより、年度途中の児童受け入れを円滑なものとするとともに保育士の労働環境を改善し、また、保育士の退職や育児休業の取得など、急な保育士の減少に対応できる態勢を確保することにより、安定的な保育環境を確保し、保育の質の維持向上を図るもの。
 - ②算出式：単価×各月初日在籍児童数×各月初日加算対象職員数
※加算対象職員数の算出方法
実働保育士数（各年齢児担任保育士・主任保育士・フリー保育士である常勤職員の合計）と A 欄各号の式により算出される数の合計とを比較して低い方から、B 欄各号の式により算出される数の合計を減じた数。なお、0 歳児在籍数が 4 人以上の月については看護師 1 人を保育士と見なすことができます。

A 欄（各号ごとに小数第 1 位切上げ）

- (a) 0 歳児在籍数×1/3
- (b) 1 歳児在籍数×1/5
- (c) 2 歳児在籍数×1/5
- (d) 3 歳児在籍数×1/20

(e) 4 歳児在籍数 $\times$ 1/30 (f) 5 歳児在籍数 $\times$ 1/30

(g) 主任保育士 1 人 (h) フリー保育士 1 人

B 欄(各号ごとに小数第 2 位切捨て、合計数の小数第 1 位四捨五入)

(a) 0 歳児在籍数 $\times$ 1/3 (b) 1・2 歳児在籍数 $\times$ 1/6

(c) 3 歳児在籍数 $\times$ 1/20 (d) 4・5 歳児在籍数 $\times$ 1/30

(e) 主任保育士 1 人 (f) 定員 90 人以下の場合、フリー保育士 1 人

(g) 保育標準時間認定を受けた子どもの対応の保育士 1 人

(2) 保育環境改善加算

①概要 : 保育環境の改善・充実、延長保育実施のための非常勤職員の雇用、及び嘱託医報酬支払のための加算

②算出式 : {通常加算額単価+ (延長保育加算額単価 $\times$ 延長保育実施時間)}
 $\times$ 各月初日在籍児童数 $\times$ 係数
+嘱託医報酬加算額

※延長保育実施時間=平日の開設時間数-11 時間

※係数=定員 $\times$ 1/30 (小数第 1 位切上げ。ただし 2 を下限とします。)

※嘱託医報酬加算額の計算方法

報酬額(補助対象限度額は内科 201,000 円、歯科 201,000 円)から控除額(内科 162,840 円、歯科 40,000 円)を控除した残額を嘱託医報酬加算額とします。報酬額が控除額を下回る場合は加算しません。

(3) 施設維持管理加算

①概要 : 保育園の運営に必要なだが、法に基づく保育所運営費に含まれていないとされるもの(施設管理費、3 歳以上児給食主食費、土曜日給食費、布団借上げ及び乾燥料、賠償責任保険料など)を実施するための加算

②算出式 : {管理費単価+ (土曜日給食単価 $\times$ 4)} $\times$ 各月初日在籍児童数
※土曜日給食隔週実施の場合は 4 を 2 に、実施しない場合は 0 とします。

③単価(例) : 定員にかかわらず 管理費単価 : 4,000 円 土曜日給食単価 : 385 円

(4) 保育士等職員処遇改善加算

①概要 : 職員の処遇を改善するための加算

②算出式 : 単価 $\times$ 交付率 $\times$ 各月初日在籍児童数 $\times$ 各月初日加算対象職員数

※下記の加算対象職員ごとに上記の式により加算額を算出します。

※交付率は、各施設の給与支給の執行状況により決定します(執行状況及び各施設の運営状況により加算の対象外となる場合があります)。

※加算対象職員については、正規職員であって以下の各号に該当する者となります(カッコ内は上限人数)。

(a) 施設長(1 人)

(b) 副園長(1 人)

(c) 主任保育士(1 人)

(d) 保育士・看護師(“保育士配置基準向上加算”対象者数)

(e) 事務員(1 人)

(f) 調理員・栄養士(定員 45 人以下 $\Rightarrow$ 1 人、46~149 人 $\Rightarrow$ 2 人、
150~219 人 $\Rightarrow$ 3 人、220 人以上 $\Rightarrow$ 4 人。
ただし栄養士は 1 人以内に限りします。)

(5) 法定福利費(社会福祉法人のみ対象)

- ①概要 : 職員退職手当共済掛金を支払うための加算
- ②算出式 : 単価×正規職員数
- ③単価(例) : 定員にかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済掛金単価

《補助金》

病後児保育、地域交流、障害児保育等を実施するための費用に対する補助(詳細につきましてはお問い合わせください。)